



令和 3年 11月 22日
午前・後 〇時 〇7分受領

令和 3年 11月 22日

南山城村議会議長 梅 本章 一 様

南山城村議会議員 久保 憲司



一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
1. 村土の活用について	<ul style="list-style-type: none">(1) 荒廃農地の活用策として、具体的にどのような取り組みを行っているか。(2) 世代交代によって明確な所在すら判らなくなっているものが多いが、農業委員会では何か手立てを講じているか。(3) 農地として再利用することにこだわらず、非農地証明の手続きを簡略化して、土地利用活性化を図る必要があるのではないか。(4) 村で所有しているドローンをうまく活用して非農地証明の簡略化に役立たせる考えはないか。	
2. ごみの減量化と経費の削減について	<ul style="list-style-type: none">(1) ごみ処理について、生ごみに含まれる水分量が多いことが経費を押し上げる要因となっていると聞くが実態はどうか。(2) 家庭から出る水分量の多いごみは、台所から出る野菜くずや残飯などが中心と考えられる。これを減らすことで生ごみ処理にかかる経費を抑えられるのではないか。(3) 現在、生ごみ減量化につながる補助制度としてコンポストや乾燥器などが、購入補助として全国的に採用されている。しかし、これらはいずれも「それなりの土地がいる。」「処理時間が長いうえ処理量も少ない。」など問題点が多く、あまり普及していない。考え方も「ごみの減量化や処理費用の削減」というよりは、堆肥化して環境保全化する点に重点が置かれている。ごみの減量化と処理費用削減に重点を置いた村独自の施策として、「ディスポーザー」に購入補助を行う考えはないか。	

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載してください。(議員必携154ページ参照)
2 質問の相手は、村長、行政委員会の長または監査委員とします。